

犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等の権利利益の保護及び犯罪被害の軽減を図るための支援に關して、基本理念及び施策の基本的な事項等を定めたいので、新たに条例を制定するものです。

○行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（原案可決）

法令の改正に伴い、繁忙期等により職員が夏季休暇を取得できない場合に、夏季休暇の取得期間が拡大できるように条例の一部を改正しようとするものです。

○行田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（原案可決）

投票管理者及び投票立会人



選挙投票箱

が交替して職務に従事する場合に、従事する時間数に応じた報酬額を支給できるように改めるものです。

**補正総額
12億438万8千円**

○令和5年度行田市一般会計補正予算（原案可決）

12月補正後の諸情勢の変化に伴う各種経費の追加措置や、国の補正予算に伴う新たな予算措置のほか、執行状況に応じた減額措置を行おうとするもので、歳入歳出それぞれ12億438万8千円を追加し、予算の総額を321億6181万9千円とするものです。

歳出の主なもののうち、総務費では、総務一般管理費において、当初予算で措置していない退職者等に対する退職手当及び本年度の退職者で既に退職手当を支給した者に対し、給与改定の影響による追加支給分を措置するものです。基金費では、財政調整基金について、国の令和5年度補正予算において、普通交付税に臨時経済対策費を加算して増額交付する措置が講じられたところです。この趣旨に鑑

み、令和6年度に実施する経済対策の財源とするため、普通交付税の追加交付分を積み立てるとともに、毎年度の財源不足に備えるため、前年度繰越金を活用し、あわせて積み立てを行うものです。

ごみ処理施設整備基金は、行田羽生資源環境組合において建設が進められるごみ処理施設の整備費用等に充てる財源を積み立てるものです。

民生費では、社会福祉法人へ委託している障害者相談支援事業について、これまで社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとして消費税の非課税事業として取り扱ってきたものが、国の通知により社会福祉事業には該当しないことが明らかになったことから、本年度分及び本年度を除き遡及する過去5年分の委託料に係る消費税相当額を受託者に対し支払うものです。

児童福祉一般管理費では、保育所等における受入れ態勢の整備を図るため、医療的ケア児保育支援事業の補助メニューが拡充されたことから、該当する市内の1園に対し、研修の受講支援、備品補助、災害対策備品の整備に要する費用について措置するものです。また、物価高騰に伴う保育所等の負担を軽減するため、光熱費及び食材料費の価格上昇相当分を給付し、保育所等における運営の安定化を図るものです。

予防費では、令和5年度から接種可能となった子宮頸がん予防ワクチン9価に係る委託料単価が、従来のワクチン単価と比較して大幅に上昇したことなどに伴い、今後不足が見込まれる予防接種委託料の追加措置をするものです。

農業費では、担い手確保・経営強化支援事業について、国の補正予算成立に伴い、当該事業に要する経費を措置するものです。

土木費では、令和5年度に実施している市営北部住宅の解体工事において、設計段階では予見することができなかったコンクリートべいの打設が判明したことから、このくいの撤去費用について追加措置するものです。

消防費では、避難所における生活環境の改善を図るため、災害備蓄品として段ボールベ

ッドの購入費用について追加措置するものです。

教育費では、食料品等の価格高騰を踏まえ、家計への影響が大きい小・中学生の子を持つ世帯の負担を緩和するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニュー分を活用した食の応援給付金を支給するものです。

文化財保護費では、旧荒井八郎商店について、今後活用を検討する上において、建物本体の耐震強度を把握する必要があるため、これまで行われていない耐震診断を実施するものです。

なお、これらの歳出を賄う財源は、地方交付税、分担金及び負担金、国・県支出金、財産収入、寄附金及び繰越金により措置するものです。

